

広島市告示（東区）第72号

令和 7 年 8 月 4 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年8月4日から同月18日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
県 道	広島中島線	東区馬木町字分田10083番地1 地先から 東区馬木町字分田10083番地1 地先まで	令和7年8月4日